

## 役員等（評議員選任・解任委員等含む）の報酬等に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人慈協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等（評議員選任・解任委員等含む）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項で定める委員会の構成員をいう。
- （3）その他の者とは、前2号に掲げる以外の者で、理事長が出席を求め、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等のこの法人が開催する会議に出席をする者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬等、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### （報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しないことができる。

- （1）理事 定款第21条の規定に基づき、評議員会で定められた第4条第1項1号の規定により定められた総額の範囲内で、報酬等を支給する。
- （2）監事 定款第21条の規定に基づき、評議員会で定められた第4条第1項2号の規定により定められた総額の範囲内で、報酬等を支給する。
- （3）評議員 定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

### （報酬等の額の算定方法）

第4条 役員等に対して支給する各年度の報酬等の総額は次のとおりとする。

- （1）理事長 報酬年額/4,800,000円

#### 業務内容

拠点運営会議（各施設単位の運営会議）：月1回

法人経営会議：月1回

法人本部会議 : 月1回  
法人会計会議 : 月1回  
業務実績評価  
資金運用管理  
人員・組織体制のマネジメント  
施設内点検  
法人・施設運営全般  
法人を代表する対外業務

(2) 理事 会議報酬 日額/5,000円  
業務報酬 日額/5,000円

(3) 監事 140,000円

- 2 理事長に対する報酬等の額は、月額：400,000円とする。
- 3 理事長を除く役員等に対する報酬等の額は、日額：5,000円とする。
- 4 前項の**規程**に関わらず、この法人の業務で出張を行う場合の報酬等の額は、日額：10,000円とする。
- 5 監事については、前項の**規程**による報酬等のほか、評議員会の決議により、年間総額500,000円の範囲内の額を加算し支給することができる。
- 6 評議員選任・解任委員に対する報酬等の額は、日額：5,000円とする。
- 7 その他の者に対する報酬等の額は、日額：5,000円とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 理事長に対する報酬等は月額とし、理事長を除く役員等、評議員選任・解任委員及びその他の者に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費等実費の支給)

- 第6条 理事長を除く役員等、評議員選任・解任委員及びその他の者が、この法人が開催する会議に出席する場合は、旅費規程に準じ、25,000円を上限とし交通費実費を支給することができる。ただし、上記の者が袖ヶ浦市、市原市、木更津市、君津市及び富津市の5市に居住している場合、この法人の職員を兼務する場合、並びに理事長には、交通費実費は支給しない。
- 2 役員等がこの法人の業務で出張を行う場合は、旅費規定に準じ、旅費を支給するこ

とができる。なお、宿泊を伴う場合には、旅費とは別に1泊：25,000円を宿泊費として支給することができる。

- 3 職務の遂行に当たって第1項に**規程**する以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この**規程**の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この**規程**は、平成30年1月29日より施行する。

この**規程**は、令和4年6月21日より施行する。

この**規程**は、令和6年4月1日より施行する。